

「こども性暴力防止法」の施行に伴う実習等に関するお知らせ

こども性暴力防止の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。このことにより、児童等と接する業務に従事する者について、特定性犯罪前科の有無を確認する制度が導入されます。

本学学生が実習等（教員免許状取得のための教育実習、その他インターンシップやボランティア活動等）に参加し児童等と接する業務に従事する場合も本制度の対象となります。つきましては、以下の内容をご確認いただきたいうえで、出願を検討いただきますようお願ひいたします。
※特に教員免許状の取得を希望される方はご留意ください。

1. 実習等を履修する学生への法に基づく犯罪事実確認について

教育免許状取得のための教育実習やインターンシップ等を行う前に、実習施設から特定性犯罪前科の有無の確認が行われる可能性があります。確認の結果、特定性犯罪前科が確認された学生は、教育実習等を行うことはできません。

2. 卒業要件について

教育実習やインターンシップが卒業のための必須科目となっている学部・学科においては、当該実習等が行えない場合、卒業要件を満たすことができず、卒業できない可能性があります。

3. 教員免許状の取得について

教育実習等を行うことができない場合、教員養成課程を修了して本学を卒業することにより得られる教員免許状の取得要件を満たすことができません。

4. 入学後の対応について

本学では、入学時および教育実習等の児童に接する諸活動に参加する前に、以下の同意書および誓約書を提出いただきます。

- ・実習施設等が行う「犯罪事実確認」への同意書
- ・特定性犯罪前科がないことについての誓約書

(参考) 制度の詳細はこちらをご覧ください。

こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等および民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>